

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携

- ・ 地元建設業者や資材供給業者とのオープンな情報共有を促進し、施工効率と安全性の向上を図ります。
- ・ 若手職人の育成を通じた事業承継支援や、技能継承のための共同研修を実施します。

IT実装支援

- ・ 工事進捗管理や安全確認のデジタル化を推進し、共通 EDI の構築に向けた協力体制を整えます。
- ・ IT人材の育成支援や、現場におけるサイバーセキュリティ対策の啓発活動も行います。

専門人材マッチング

- ・ 高所作業や特殊技能を持つ職人のネットワークを活用し、現場ニーズに応じた人材紹介を行います。
- ・ 若手職人のキャリア形成支援として、技能認定制度や資格取得支援も展開します。

グリーン化の取組

- ・ 足場資材の再利用や省エネ施工方法の導入を通じて、環境負荷の低減に取り組みます。
- ・ 地元自治体や関連企業と連携し、脱炭素化技術の情報共有やグリーン調達を推進を図ります。

健康経営に関する取組

- ・ 現場作業員の健康管理を重視し、定期的な健康診断やメンタルケアの体制を整備します。
- ・ 健康増進施策として、協力会社と連携した安全衛生教育や体力づくりプログラムを共同実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

7年12月3日

企 業 名 株式会社 鳶新輝総業

役職・氏名（代表権を有する者）代表取締役 新木 諭

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。